竹原市収受
竹　第　号
29.4.26
処理期限　月　日
分類記号　保存年限

議長	副議長	局長	局長補佐	次長	係長	局員
道法		住田			矢口	前本 粟田

資料様式第３号

平成２９年　４月26日

議員（視察・調査・研修）結果報告書

議員氏名　　井上　美津子　印

視察・調査場所	福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１６－１４ リファインレンス駅東ビル
期日	平成２９年　４月　１３日
経費	３５９８０円
参加者氏名	井上　美津子
視察・調査目的	地方議員研究会主催の「人口減少時代の新しい課題」のセミナーを受け今後の議会活動に生かします。
内容（視察先の現状，竹原市との比較等）	人口減少の時代の人件費に切り込む質問のポイント 人口減少時代の新しい課題 講師：（株）グローバルダイナミックス代表取締役社長 大阪市特別顧問　　山中　俊之 ・女性職員が活躍できる職場環境へ ・人口減少時代の人件費の在り方 ・分限処分と懲戒処分の違い ・再任用職員と天下りの問題 ・幹部公募の方法と問題点 （詳細は別紙）
効果・成果等	地方議員研究会主催の「人口減少時代の新しい課題」のセミナーを受講して女性職員の活躍、分限処分、再任用職員などについて研修しました。

※　実施後１ヶ月以内に報告する。

地方議員研究会主催セミナー報告書

人口減少時代の人件費に切り込む質問のポイント
人口減少時代の新しい課題

日時：平成２９年4月１３日（木）１４：００～１６：３０
場所：福岡市博多区　リファレンス駅東ビル
講師：（株）グローバルダイナミックス代表取締役社長
大阪市特別顧問　　山中　俊之

１．　自治体が抱える人事上の課題

① 人事像・・・社会の複雑化、変化の加速化に対応できるリーダーシップと専門性のある人材不足

② 人事評価・・・形骸化・給与や処遇に適切に反映されていない

③ 昇格・配置・・・昇格が年功序列的かつブラックボックス化
内部の倫理が横行
移動が恣意的で専門性向上につながらない
問題職員もやめさせられない

④ 給与・・・給与票が重複しており、仕事ができなくても昇級水準が高い、市民目線から不要な手当てがある

２．　女性活躍推進法について

① 女性活躍推進法（国・地方公共団体、３０１人以上の大企業対象）
・自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
・その課題を解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
・自社の女性の活躍に関する情報の公表（３００人以下の中小企業は努力義務）

② 自治体での女性活躍のための取組は進む
・勤務時間の選択肢の拡大（東京都庁は6パターン）
・在宅勤務・・・子育てや家事と職務の両立（佐賀県庁）
・女性活躍のための研修講演会
↓
もっとも管理職に占める女性の割合は１０％を下回ることが多い

③ 企業での女性活躍のための取組
・古河電気工業・・・行動計画で「採用者の女性の比率を倍増」等の目標を掲げ、男女ペアのメンター（助言者）制度
・群馬県桐生市の染色加工業「朝倉染布」・・・社員の４割弱が女性

平均勤続年数は約１９年で男性を上回る

・川崎市の機械部品メーカー・・・社員４５人のうち４割が女性で課長級が５人、行動計画は策定していない

・国内では中小企業が圧倒的に多いが、行動計画を策定したの２５２３社である

④ 女性が企業で伸び悩む５つの要因

・女性社員が自分の強み、弱みを把握しておらず、成長の方向性を見失っている

・女性社員は、結婚・出産といったライフイベントに関するマイナス要素に目が行きがち

・女性社員には職場で活躍する場数や成功体験が足りず、成長速度が遅い

・女性社員が「管理職になっても責任が増えるだけ、育児や家庭の両立が困難になる」というマイナスのイメージを持っている

⑤ 詐欺師症候群

・褒められると「自分はそのような評価に値しない」と考え、罪悪感を覚え、詐欺行為をしたように思ってしまう⇒自分から手を上げないので「上昇志向がない」と言われやすい

・女性ということで特別扱いを望んでいない⇒「男女ともに時間の制約を超える時代」

⑥ 自治体での女性活躍のための必要な視点

・属性ではなく、職務とそのための能力・適性を重視する

・育成の段階で男女の区別を一切しない

・長期的な観点からキャリア開発を重視

・男女を問わず昇格したがらない職員も問題であるが、仕事をしないで平等の昇格を求める組織風土も問題

・男女を問わず能力開発を続けるべき、活躍のためには不断の自己研鑽が不可欠

３．　分限処分について

① 自治体職員の分限処分と懲戒処分

・分限処分・・・（目的）公務能率の維持及び適正な運営の確保
（効果）職務不審者の排除→免職・降任・休職・降給
（処分の性質）職員の意に反する不利益処分

・懲戒処分・・・（目的）公務における規律と秩序の維持
（効果）職務上の義務違反に対する制裁→免職・停職・減給・警告

（処分の性質）職員の意に反する不利益処分

② 公務員法における分限処分

・第２７条（分限及び懲戒の基準）

・第２８条（降任・免職・休職等）

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又免職することができる

(1) **人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、**勤務実績が良くない場合**（改訂）**

(2) 心身の自己のため職務の遂行に支障があり、またこれに堪えない場合

(3) 前２号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃または予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

第２項（略）

第３項職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律には特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない

第４項（略）

③ 大分市の分限処分・・・主任職員を任務に耐えないと判断し地方公務員法に基づく分限免職

④ 大阪市の分限処分・・・指導の適格性に問題あるとして市立中学の女性教諭を分限免職処分

⑤ 大阪府警の分限処分・・・警察官にふさわしくないとして男性巡査長を分限免職処分

⑥ 大阪市職員基本条例の規定・・・降任又は免職の事由及び基準は第３４号に掲載

・人事評価が２年以上して最下位の区分であって、勤務実績が良くないと認められた場合他２項目

・休職期間が満了するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある場合他５項目

⑦ 分限の実施方法

勤務成績不良		所属での		警告書発行		観察		分限免職
適格性なし	➡	注意、指導、	➡	⇓	➡	⇓	➡	降任
		担当変更		弁明の機会		改善研修		

心身の故障➡ ２人以上の➡ 病気休暇➡ ２人以上の➡ 分限免職
医師の診断 ３年以内 医師の診断 降任

⑧ 大阪市の分限までの流れ

人事評価が２年以上継続で最下位衣区分で活勤務実績が良くない
勤務不良、暴力、暴言の繰り返し
勤務実績不良（人事評価２点未満）

適正化指導 ➡ 特別研修 ➡ 警告書交付 ➡ 人事監察委員会
（職場で３か月）（外部講師３日 職場３か月） 指導観察 （外部講師２日 職場１か月） 確認 市長が分限処分決定

⑨ 降格を認めるには

マネジメントできない管理職の存在
病気
家庭の事情

本来的に公認を可能にすべきニーズは高いはず
分限降任・希望降任・一旦昇格させて問題あれば公認させる
地公法の改正

⑩ 整理解雇的分限処分と再就職支援

・整理解雇は、本人に帰責性がないので、再就職支援と一体として実施すべき
・公務員版希望退職の仕組みを構築すべき
希望退職方針策定、面接方法の確立、必要のより外部委託

⑪ 再任用制度とは

２０１３年度に６０歳定年退職となる職員から公的人金の報酬比例部分の支給が６５歳へと引き上げられたことに伴い６０歳で定年退職した職委員について無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続が図られるように再任用制度が閣議決定された
（原則フルタイムであるがハートタイムもできる）

⑫ 再任用職員問題

・全体人件費の抑制⇒40-50 代職員の給与抑制
・60 歳以降の職員の配置と処遇⇒金額を大きく落とす場合管理職は任せられまい
・若手職員のモチベーション維持と職場環境の維持

・民間企業での現状との整合性⇒民間企業では給与の頭打ちが早い

⑬ 国家公務員の天下り問題

・国家公務員では50代公務員の肩たたきがあって自力で就職を見つける方向に転換

・就職に関する規制及び再就職等監視委員会がせってされ、再就職あっせんが禁止

・天下りはなくなっていないのが現状

⑭ 幹部職員の公募

・民間の優秀な人材が応募しない

・短期間の面接のみではわからない

・就任後の周りのサポートが少ない

・退任後の就職問題

⑮ 議員として人事問題への質問と条例改正

・給与をはじめとする多くの人事制度は条例により定められている
↳議員の尽力で変わることは大きい

竹原市収受
竹　第　号
29.11.29
月　日
分類記号
保存年限

議長	副議長	局長	局長補佐	係長	局員
道法		住田		香	前本

資料様式第３号

平成　２９年１１月３０日

議員（視察・調査・研修）結果報告書

議員氏名　　井　上　美　津　子印　井上

視察・調査場所	滋賀県大津市 （公財）全国市町村研修財団　全国市町村国際文化研究所
期日	平成２９年１１月　６日　～　平成２９年１１月　７日
経費	３１，５７６円
参加者氏名	井上美津子
視察・調査目的	議会改革を考えるという研修に参加し、議会改革を進めるにあたっての基本的な事項を学び、議会~~家~~からの住民参加・情報公開に関しての先進地事例や意見交換会を通じて理解を深め、今後の議会活動に生かす
内容（視察先の現状，竹原市との比較等）	① 地方自治の現状と議会改革の動向 ② 議会改革の進め方 ③ 住民参加・情報公開を進める取り込み 北海道芽室市・岐阜県可児市 ④ 対談・意見交換 ⑤ 各議会における今後の議会改革推進の検討 ⑥ 今後の議会改革の進め方 詳細は別紙による
効果・成果等	この度の研修で、議員活動、会派の活動はもちろんであるが、議会として活動していくことにより政策提言につながり、住民の福祉向上につながることを学んだ。議会として活動できるよう少しでも前に進めてまいります。

※　実施後１ヶ月以内に報告する。

平成２９年度市町村議会議員研修

議会改革を考える

～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～

１１月６日（月）

１、 開校式・オリエンテーション

２、 地方自治の現状と議会改革の動向　　講師／早稲田大学名誉教授　北川正恭氏

① 立ち位置の変更…議会の常識の変更⇒古い慣例は×

② 吉田茂の政策（価値前提）…国民にお腹一杯にご飯を食べてもらう（軍隊廃止）

・目的のために必要なものに予算付け、不必要なものの廃止

民主化、工業化政策優先、

農地改革⇒農業を家業として産学としてみない⇒農業の衰退

③ 池田勇人の政策（事実前提）…寛容と忍耐

・農地改革、工業化政策…体制を維持しながら機能させる

インフラ強化、

健康保険年金制度確立⇒少子高齢化⇒税と社会保障の考え方の発想転換

④ 中央集権から地方分権…消滅する地域

・１９９５年地方分権推進法

事務の機関委任…国から県や市町村へ（補助金政策）…国へ陳情

※基本自分たちの町は自分たちで作る

⑤ 議会は執行部と対等な独立した機関である

↓ 執行部の監視（チェック）⇒議会は住民の代表として政策立案。条例を作る機関

政務調査費

↓ 議会の立ち位置の変更

政務活動費

⑥ 議会事務局…議員の書記官として事務を行う⇒事務局の強化

議会図書館の充実、司書の設置

※住民の代表として民意を反映させるには慣例を変える

⑦首長…県民（市民）に対して公正な法律や規則、前例（今までの体質）独人制

⇕

議員…民意の反映、条例や政策にする、合議制

⑧ 議員活動は認められしているが、議長中心とした議会活動はしていない

⑨ 議会活動…議会サポーター、モニター制度導入⇒新人発掘

⑩ 議会不要論…立ち位置を変える⇒議会全体で変える⇒議会の権限を上げる

⑪ 質疑ⅰ議員の評価…北海道福島町議会

議会全体の活動立ち位置を変える⇒民意の反映機関⇒執行部を変える

質疑ⅱ執行部のスキル問題⇒固定概念の撤廃

地方議会の役割…埼玉県戸田市議会（テーマを決めて活動、成果、評価）
会派をなくし、常任で深堀
質疑の時間を無制限にして深堀…原点に戻って追及していく⇒議会から地方を変える

3、 議会改革の進め方　講師／早稲田大学マニフェスト研究所　事務局長　中村健氏

① 役所＝庁舎　庁舎とは…大さまが天の声を聴くところ、耳を傾ける
聞く…大切なことである、ニーズのずれ⇒聞くことが足りない

② 議会改革度ランキング・・・１位　北海道芽室市　（広島県では１位呉市）
情報共有、住民参加、機能強化の活動内容に配点して順位を決める

③ 議会活動は活発になっているが、住民からの議会に対するイメージや評価は以前のまま、地域は過疎化が進行している

確認
- ５０年後⇒人口９０００万人わり、２０２０年⇒女性の過半数が５０歳以上
- ２０４０年⇒自治体の半数が消滅
- 仕事、教育、文化の要因で地域から人がいなくなっている
- 若い女性に雇用機会がない、男性に正規雇用が少ない等の要因で少子高齢化がますます進んでいる⇒住民福祉の後退

④ 解決の道筋は何か
出生率の高い都道府県…沖縄、島根、宮崎、鳥取、熊本
出生率の低い都道府県…東京、京都、北海道、宮城
- 地方のほうが出生率は高いが、所得が高いわけではない

出生率の高さは何と相関関係があるか⇒平均帰宅時間、通勤時間

事例
- 真庭市…出生率 2.0 を超えた
- 気仙沼市…小中学生の５４％が、大人になったら気仙沼市に帰りたい
- 佐川町…中学生が町の総合計画の一部を書いている

問題意識
- 現行の常任委員会…執行部の組織機構に合わせている
- 執行部の組織機構は国の省庁組織機構に合わせている
- 国に合わせて縦割りではイノベーションが起こりにくい
- 国に合わせた組織の概念を変える
- 総合計画の指標と住民の幸福感の指標をミックスする

⑤ 議会改革は誰のため、何のため
議会としてどのような活動しているか…議会自身が認識する事・議会を住民に知ってもらう事
議会として活動した結果、地域に変化を起こせたか議会自らチェックする体制を整えているか…議会活動が地域経営に連動している事

⑥ 議会とは話し合って決める（議決）集団…真の議決権を行使する事

⑦ 情報収集・調査・分析の手法を持っているか

執行部が作成した資料で議論

調査分析に図書室の利用…司書の設置（呉市議会）

ⅰ議会図書室…４分の３の市町村が使用していない

ⅱ予算としては追録・新聞がほとんどで書籍まではまわらない

議会図書室が"開かずの間"になっている要因と解決案

・人手がない…県立図書館・市立図書館との連携（鳥羽市議会）
外部データーベースの利用（官報情報検索サービス・日経テレコン等）

・お金がない…本当に必要か

・スペースがない…デジタル図書室にする、街中に図書室を作る

・どうせ誰も使わない…わざわざ行くまでもない所⇒便利な所⇒人が集まる

⑧ 結論

結論予算配分のゼロベースから見直し

外部とのネットワークの構築

データーベースの活用

図書室の愛称

ホワイトボードの設置

4、 住民参加・情報公開を進める取組事例紹介１

講師／北海道目室町議会　議長　広瀬茂雄氏

① 議会改革の背景

議員はなぜ、何をする⇒住民がどう変わったか⇒町がどう変わったか、住民の為になったか

・議員としての仕事をするのが１丁目１番地で手法として改革である

・議長が理念を持つ…マニフェスト

② なぜ議会改革が必要か

議会活性化
議会機能の拡充（開かれた情報、見える化）　議会活性化計画策定

↓

議会と住民との距離を痛感…何をしているかわからない⇒依存から脱却

住民の意識を変える…住民の目線や行動と一緒になる

議員が意識を変える⇒行政の意識が変わる⇒住民の意識が変わる

③ 改革のキーワード…議会は誰のためにあるのか

情報公開…すべて公開（ホームページ・ＳＮＳ・議会だより）⇒情報共有

住民参加…議会モニター・ホットボイス⇒住民と意見交換ができるか

議会機能の強化…議員力・議会力の向上

・広報公聴…日⇒ホットボイス、ＳＮＳ　月⇒議会だより　年⇒白書、意見交

換会

・議会基本条例

・議会改革諮問会議（年６回）

④ 議会改革で重要なこと

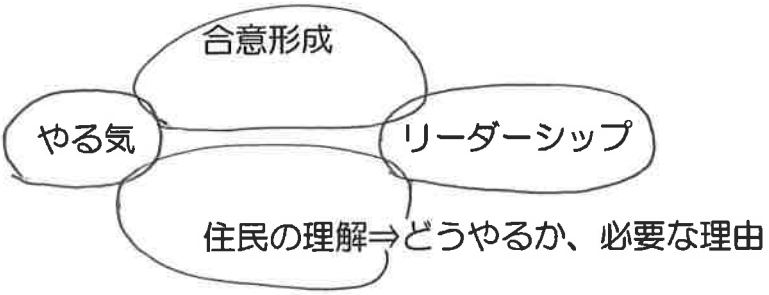

住民の意識を変える⇒議会基本条例⇒議論

※議会が変わればまちも変わる⇒活性化した住みたい町になる

５、住民参加・情報公開を進める取組事例紹介２

講師／岐阜県可児市議会　議長　川上文浩氏

① 議会改革

動画作成、立ち位置で違う⇒未来への挑戦

※議会が議決したものは議会が説明責任を負う…熟議

アンテナを高く上げる…情報公開

議会アンケート⇒議長会がアンケート公表

マスコミを味方につけた

② 決算…監査委員が説明、市民の意見をまとめる

③ 代表者会議の廃止

④ 議会だより発行

⑤ 各団体との懇談会

⑥ 地方を守るのは地方議会、地方ができないことは県・国がする

⑦ 視察…沖縄、大崎上島・海士町

６、対談・意見交換会　　**早稲田大学マニフェスト研究所　事務局長　中村健氏**

北海道目室町議会　議長　広瀬茂雄氏

岐阜県可児市議会　議長　川上文浩氏

① 議長のリーダーシップ⇒少数意見を拾い熟議する⇒全会一致

② 先例・申し合わせ事項の見直し

③ 議運…ルール作り、改革の委員長、第三者を入れる

④ 改革…著名な人の講演、議運の改革研修に行って報告書を出す

導入前提に報告⇒意識を共有（報告書）

説明責任を果たすことが改革になる

⑤ 機能の切り口…予算決算、条例⇒監視と評価

⑥ 議会と住民との距離を縮めるために

まずやってみる⇒どうしたらいいか⇒やってからダメなことを変えていく

└↳先進地視察・勉強会

熟議…わかってもらうために聞いてまとめ上げる⇒評価

ファシリテーション…仕切り・資料集め⇒出向く⇒意見交換・熟議

ものが言える環境のところへ出向く⇒住民との距離を縮める

個々としてではなく議員として活動する

研修⇒職員からの信頼度を上がる

マニフェスト…議員の質の向上⇒住民の理解度上昇

<u>個人プレーではなく議会として方向性を見つける</u>

１１月７日（火）

１、　各議会における今後の議会改革推進の検討

講師／早稲田大学マニフェスト研究所　事務局長　中村健氏

麗澤大学地域連携センター　客員研究員　松野豊氏

① ダイアログ（対話）による小グループ（１０グループ）演習

情報開示、議会だよりについての発表

ⅰグループ

必要性があり、住民からは要望

関心が薄い⇒議員活動が見えていない

住民アンケート

議会報告会…住民側に立ってテーマを決める、意見の言えるように

模擬議会

住民のための議会だより

ⅱグループ

議会だより発行…効果的か、関心があるか

市民を味方につける
タウン誌と編集をタイアップ
} 市民が参加している感のものを入れる

ⅲグループ

読んでもらうためには…文字や数字の羅列⇒興味のある記事の掲載

話題性…かいつまんだレイアウトの研究

電子ツールとの併用

<u>ⅳグループ</u>

読んでもらうためには…市民目線、中学生でもわかる、議会用語を使用しない

読者は誰をターゲットにしているか、興味のある記事は何か、定例会の後何を伝えたいか、住民が登場する、目に触れるところに置く、定期的な研修、アンケート

報告会・意見交換会…一般の団体と少人数でワークショップ形式

ⅴグループ

発行にタイムラグ、一方通行、従前的⇒スキルアップ

ＱＲコード⇒ホームページ

情報共有…議案をすべて掲載⇒ウェブで補強・強化

ⅵグループ

要因…マンネリ化、読者の把握や反応分からず、議会の取組みが低い、議員のアピールの場、１期生の登竜門

読んでもらうために…住民参加型（写真、スマホ）、分かりやすい大きな文字、スキルアップ、常任委員化、読者モニター

議員の意識改革、住民を巻き込む⇒スマホのＱＲード、住民のページへ

ⅶグループ

要因…字が小さい、専門用語、マンネリ⇒発行した日に資源ごみ

いかに読んでもらうか…フルカラー、見出し、若者の声を聴く、小出しに毎月発行

ⅷグループ

要因…興味がない、行政に魅力がない⇒文字が多い、言葉が難しい

どうすれば…住民の声を把握する、マンネリ化⇒カラー表紙、文字数減少住民アンケート⇒結果を出す、課題抽出、ネットで情報発信

ⅸグループ

要因…予算がない、活字離れ⇒日常生活で議会の興味がない

改善方法…議会だよりが発信の手法の一つである、市民アンケート

ⅹグループ

要因…文字が多い、事務局の意向が強い、ケーブルテレビ等メディアの情報発信している

改善…内容の工夫⇒視察（あきる野市）…キャラクターがコメントを書く広告代理店に発注

家族的（サザエさん）な問題に対応

② まとめ

ダイアログの総括

- ファシリテーターは全員に発言を
- 少人数単位で全委員から発言しやすい環境
- 可能な限り円卓に近いレイアウト
- 話し合いのゴールを明確に
- ホワイトボード使用
- 発言者のほうを向く、同調、傾聴
- 自分の意見を的確に
- ゴールまでのシナリオを描く

議会を動かす第１歩

- 「正論だからと言って人は動かない」を知っておく
- 相手の話を聞く、相手の希望を叶える
- 「あいつが言っているから」という状況を作る（信頼関係）
- あきらめない
- 本気でやる

地域の課題解決、地域の未来を創る⇒自分は住民から選ばれた代表

2.　今後の議会改革の進め方１

講師／麗澤大学地域連携センター　客員研究員　松野豊氏

① 議会改革を一歩前へ進める１０の法則

ⅰ 議会改革は、議員同士のコミュニケーション改革である

ⅱ 地方議会に関わる法律や仕組みを正確に理解して腹に落とす

ⅲ 議員全員対象の研修会を企画して、大学教授などの額レク経験者から、語ってもらう

ⅳ 議会改革先進地に議員個人や会派単位で行くのではなく、議会運営委員会や議会改革特別委員会等、議会の委員会としていく

ⅴ 議員（個人）の活動、選挙のための活動、会派の活動、議会の活動の棲み分けを明確にする

ⅵ 自分の手柄にしない

ⅶ 議員同士の議論の様子を公開中継する

ⅷ 議会内で合意形成できたものは、決議等で議決して機関決定する

ⅸ 議会事務局を味方につける

ⅹ 議会基本条例を制定する

3.　今後の議会改革の進め方２

講師／早稲田大学マニフェスト研究所　事務局長　中村健氏

① 委員会での自由討論をする…パワーポイントやホワイトボードの使用

② 協議会で実行する…議会運営委員会、広報公聴委員会

③ チーム議会

条例を制定するにあたって⇒合意形成

合議制⇒開かれた議会としてきっかけ作り

④

⑤ 議会だよりを見たいと思わせる入り口
子供の写真、住民の写真、タウン誌子奉仕とコラボ
⑥ 議会、議員が何をしているのか知ってもらう…情報発信のツール
⑦ 議会の本質をどう伝えるか

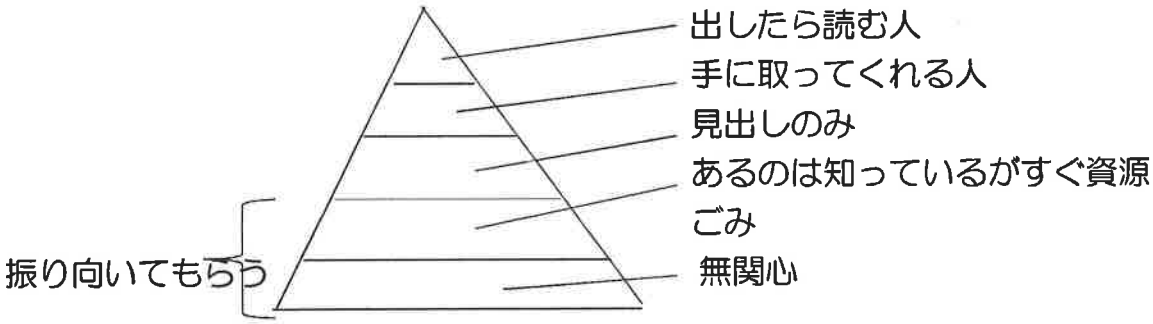

⑧ アンケート調査…住民ニーズを知らないでホームページを作成⇒聞いて知たいことを伝える
⑨ 先進地視察…四日市市（議案に対する市民意見の募集⇒パブリックコメント⇒委員会に反映）
栗山町（一般質問の見出しを公共の場所で知らせる）
⑩ タブレット利用、ホームページ、ＳＮＳ、紙ベース⇒エビデンスを上げる
⑪ 小中学生、女性の目線、市民に議会だよりを作ってもらう、モニター制度

まとめ

この度の研修で、議員個人としての活動も必要であるが、議会として市民の声を取り入れ政策提案をしていくと市民の福祉の向上に繋がるとあるが、本市議会にはまだまだ個人、会派での活動である。市民の声が反映されるには、対話、議論が必要で、委員会活動は以前より活発になってはいるが、議員全委員が同じ方向に向かっていかなくてはならないと思う。温度差があり難しいとは思うが、少しでも前に進めていかなくてはならないと思う。また、開かれた議会・見える化の入り口として、議会だよりが誰でもわかる表現（見出し、写真）をし、内容の充実が大切であり、市民からの声を聴くために、モニター制度やサポーター制度を取り入れることもよいことだと思う。現在の議会だより編集委員会としても議会だよりの充実はもとより、広聴の部分（高校生との座談会、報告会等）に対しても編集委員会でアクションを起こしていきたいと思うが、まずは今回のアンケート調査の結果が反映されるような活動をしていきたいと考えている。